

第 22 回延岡市農業委員会会議録

(令和 4 年 4 月 28 日)

1. 開催日時 令和4年4月28日(木)午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 15名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐壽徳	2	井本みつよ	3	松田宗史
4	牧野博文			6	林早苗
7	松田純二	8	大戸孝一	9	高橋正二
10	安藤重徳	11	矢野光一		
13	貴藍	14	松下康廣	15	菊池光雄
16	花畠志良一	17	片伯部芳徳		

4. 欠席委員 4名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 21名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	吉田嘉	3	久富喜良
4	梅田稔夫	5	遠田祐星	6	黒田啓睦
7	山田博敏	8	松田成歳	9	酒井渡
10	甲斐秀雄	11	横山博章	12	甲斐安太郎
13	高橋利喜哉			15	甲斐詳三
16	木村俊一	17	田口誠	18	松原学
		20	矢野政治	21	赤木常信
22	黒田五司	23	甲斐信良		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案 第 134 号 農地法第3条 所有权の移転について
議案 第 135 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)
議案 第 136 号 農用地利用集積計画の決定について (所有権)
議案 第 137 号 農地法第5条の許可申請について
議案 第 138 号 非農地証明願いについて
議案 第 139 号 空き家に附属した農地の指定について
- 報告 第 84 号 農地法第4条の届出について
報告 第 85 号 農地法第5条の届出について
報告 第 86 号 農地法第18条第6項の通知について
報告 第 87 号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 協議 第 29 号 農用地利用配分計画 (案) について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役職	氏名	役職	氏名	役職	氏名
局長	工藤敬洋	局長補佐兼農地係長	太田康晶	農政係長	松田真寿代
農地係主査	甲斐正紀	農地係主任主事	清田則生	農政係主事	永倉由貴
北方産業建設課主査	堀川裕貴	北浦産業建設課専門主事	梅田勝徳	北川産業建設課副主査	松山義秋

8. 会議の概要

事務局	<p>開始前に、農業畜産課と林務課より案内がありますので説明をお願い致します。</p> <p>(省略)</p> <p>定刻となりましたので、会長お願い致します。</p>
議長	<p>皆さん、おはようございます。それでは、ただ今から第22回 延岡市農業委員会総会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。本日は委員総数19名中15名の出席でございます。</p> <p>よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。</p>
議長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号6番 林早苗委員と委員番号17番 片伯部芳徳委員のお二人にお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第134号 農地法第3条 所有権の移転についてから議案第139号 空き家に附属した農地の指定までの議案6件、報告案件4件、協議案件1件となっております。議案書の確認をお願い致します。</p> <p>なお、本日は、4月15日に開催した「第8回 延岡市農業委員会に関する検討委員会」について井本委員長に報告していただきます。</p> <p>また、総会終了後に研修の一環として「農業委員会最適化活動の目標等」についての説明会を予定していますのでよろしくお願い致します。</p> <p>それでは、議案第134号 農地法第3条 所有権の移転について提案致します。整理番号1番及び2番について、山田博敏農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。</p>
山田推進委員	<p>推進委員の山田です。整理番号1番及び2番について説明致します。まず整理番号1番について説明致します。農地の所在は野地町、田1筆で面積は528 m²です。譲渡人、譲受人共に野地町在住の方です。状況は4,289 m²です。これは弟である譲渡人が耕作できないから兄に譲るということで、贈与になっています。</p> <p>4月25日に甲斐会長と二人で現地調査を致しました。周囲は田です。現地は以前弟さんが耕作されていました。現在もタマネギ等を植えてあって、収穫後は水稻にするということです。調和要件は問題ないと思います。</p> <p>次に整理番号2番について説明致します。農地の所在は野田町と野地町、それぞれ田1筆ずつで合計面積は1,041 m²です。譲渡人は野田町在住、譲受人は野地町在住の方です。状況は3,409 m²です。労力人は2人、理由は経営規模拡大です。</p> <p>4月25日に甲斐会長と現地確認を致しました。譲渡人がどちらの田もちやんと整備されています。それを譲受人が受け継ぐということです。譲受人は農業に対する意欲もあり、中間管理機構を通しての新規の利用権引き受けも今年、2件ほどあがっています。労働意欲も大変旺盛です。問題は無いと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>次に、整理番号3番について、委員番号2番 井本みつよ委員より説明をお願い致します。</p>

井 本 委 員	<p>委員番号2番の井本です。整理番号3番について説明致します。所在は北川町川内名、田6筆、畠4筆で合計面積が 4,178 m²です。譲渡人は兵庫県神戸市在住、譲受人は北川町川内名在住です。理由は経営規模拡大です。</p> <p>4月7日に事務局2名、私と矢野(政)推進委員、譲受人の祖父の5名で現地調査を行いました。この件は3月に一度調査を致しましたが、3件のみが細い竹や雑草が生えていて、農地としては認められなく、これらを刈り取って農地に戻すようお願いしたところ、3件とも刈り取っていました。周りの田畠も雑草が生い茂っていて、獣害も多いので、この土地には梅の木を植えて管理をすることです。地域との調和要件については問題ありませんでした。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	次に、整理番号4番について、委員番号3番 松田宗史委員より説明をお願い致します。
松田(宗)委員	<p>委員番号3番 松田です。整理番号4番について説明致します。所在は小川町、田1筆で面積は 2,041 m²です。譲渡人、譲受人共に小川町在住です。現在、譲受人が譲渡人の田を耕作しています。譲受人も畜産、水稻などで 33,287 m²を経営しています。労力人は譲受人と奥さんと息子さんの3人で、理由は経営規模拡大です。</p> <p>4月 22 日に私と酒井推進委員とで現地調査を致しました。何も問題無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	次に、整理番号5番について、委員番号9番 高橋正二委員より説明をお願い致します。
高 橋 委 員	<p>委員番号9番 高橋です。整理番号5番について説明致します。所在は上伊形町、田4筆で、合計面積は 2,010 m²です。譲渡人は上伊形町在住、譲受人は中島町在住の方です。理由は経営規模拡大です。</p> <p>4月 20 日に譲受人、甲斐(安)推進委員、私の3人で現地調査を致しました。農地の管理は十分になされています。譲受人は中島町在住ですが、三輪町の方で水田を耕作されているということで、別に問題無いと判断致しました。また地域との調和要件も問題無く、許可相当と判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	次に、整理番号6番について、星川委員が欠席のため、委員番号8番 大戸孝一委員より説明をお願い致します。
大 戸 委 員	<p>委員番号8番 大戸です。整理番号6番について説明致します。所在は北浦町、畠1筆で面積は 664 m²です。譲渡人は北浦町在住、譲受人は牧町在住ですが、元々北浦町出身の方です。経営状況は 49,612 m²です。労力人は3人で、理由は経営規模拡大です。</p> <p>4月 23 日に、譲受人、星川委員、小野推進委員、私とで現地調査を行いました。譲受人は地域の担い手として頑張っており、地域との調和要件も問題ありませんでした。ご審議の程、よろしくお願い致します。</p>
議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事 務 局	はい。それでは事務局よりご説明いたします。なお、今年度から農地係の業務分担を変更し、主に3条関係を甲斐正紀、転用関係を清田、中間管理関係を私太田が担当いたしますのでよろしくお願い致します。

	別途配付しております農地法第3条調査書をご覧ください。農地法第3条第2項第1号から第6号までにつきましては、事前に事務局の方で調査いたしましたところ、調査書のとおり問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果をご報告いただき、地域との調和要件などにも問題は無いとのことですので、農地法第3条第2項各号に該当するものは無く、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
	何かございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしといふ事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
	続きまして議案第135号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願い致します。
事務局	はい。それでは議案第135号、農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明致します。貸人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、借人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社です。 契約内容につきましては、5年間の使用貸借権または賃借権となっています。 この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願い致します。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
	何かございませんか。
	はい。片伯部委員。
片伯部委員	委員番号17番 片伯部です。集積したいなら印鑑をもらいに回らないといけないので。集積する人は大体、地域からたくさん土地を借りてるので、10通も20通も印鑑をもらいに回らなければならないのですが、(貸し手が)高齢者で家にいられない方も多く、この作業だけでもかなり大変です。土地を貸し出している地主の方に、11月なり12月(この時期なら)もう小作料を受け取っていると思うから)なりに書類を送っていただき、返信のハガキが封筒を同封して、返信してもらうような措置で受領印をもらうことはできないでしょうか。 こういうことを中間管理機構にお願いできないでしょうか。

事務局	はい。わかりました。今の郵送の受領とかの可能性について総合農政課と協議したいと思います。
議長	はい。矢野(政)推進委員。
矢野(光)委員	今の件なのですが、反対に耕作している人が貸している人にいつもお世話になっているから「ありがとうございます」とご挨拶して印鑑をもらいに行くという人もいますから、そのこともお伝えしておきたいと思います。
事務局	今のご意見も踏まえて、総合農政課と協議していきたいと思っております。
議長	はい。松田(宗)委員。
松田(宗)委員	はい。委員番号3番 松田です。土地の貸し借りなどもすべて当人たちがやって、農地中間管理機構は出来上がった書類をあげるだけでしょう。今みたいなことをずっとやっていれば、面倒だから届けなくていいと無許可の貸し借りが増えていくと思うのですよ。その辺を中間管理機構の方に言ってください。 ここにいるのは認定農業者でたくさん耕作している人ばかりなので、本当に面倒で農作業に支障をきたすことになります。お願いします。
議長	今のご意見もつともです。まずは総合農政課の方に話を出してもらい、必要なら関係者と話をするという形で進めていきたいと思います。
事務局	因みに来月の総会の時に、昨年同様に中間管理機構の方から説明に来られます。担当者に加え理事長も来られるそうです。今までした色々なご意見も含めて、是非色々なご意見をいただけたらと思います。よろしくお願いします。
議長	そういうことですので、5月の定例会を楽しみにしていて下さい。
	続きまして議案第135号につきまして、何か意見があつたらお願いします。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は举手をお願い致します。
委員	(举手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
	続きまして、議案第136号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は所有権移転分です。それでは事務局より説明をお願い致します。
事務局	はい。それでは議案第136号、農用地利用集積計画の決定について、所有権移転分をご説明いたします。整理番号1番、2番につきましては、農地の譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、農地は鹿狩瀬町の田、4筆、3,190m ² の所有権移転となっております。譲受人は鹿狩瀬町で水稻を中心に農業経営をされており、今回の農地も水稻を作付けする計画となっております。

	計画内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
	はい。松田(宗)委員。
松田(宗)委員	はい。委員番号3番 松田です。3条申請とこれ(農用地利用集積計画の所有権移転)とは所有権移転という中身は同じですよね。この違いがはっきり飲み込めてないのですが。
事務局	私どもは嘱託登記を行える対象者は認定農業者と聞いております。
松田(宗)委員	そうしたら3条申請でもいいのですか。それとも今まで3条申請であげていた人が利用集積計画でやってもいいのですか。どちらで申請してもいいということですか。
事務局	経営規模拡大に伴うもので、その地域の担い手としてやってらっしゃる方、主に認定農業者の方が嘱託登記の対象になると聞いております。今おっしゃられたような対象者がいれば、事前にご相談ください。
松田(宗)委員	人・農地プランがあちこちできているので、今からこういう事例がたくさんでてくると思います。その際、所有権移転した時に法務局で手続きをとると、かなり費用がかかります。それがかなりネックになっているところがあると思います。本当に農業やる人だったら、農業委員会への届け出だけで、費用がかからないようなやり方をした方が、農地の流動性が高くなると思いますが。
	国も一生懸命に農業に力を入れているようなので、現場で楽にできる方法とかを考えてやっていくべきだと思うのですが。
	交換分合等の際に、正規の測量士に依頼しないと法務局が受け付けないから、とても費用がかかります。そのあたりももう少し緩和するなり、何かいい方法はないかと思っていますが、いかがでしょうか。
事務局	たしかに手続き関係に関しては、費用がかかることは聞いております。資格を持っている土地家屋調査士とか行政書士とかの業務の範疇ということもあります。なるべく費用が安くということもわかるので、出来る範囲で対応していきたいと思います。事前にご相談いただけたらと思います。
議長	整理番号1番2番ともに農業経営基盤強化促進法で嘱託登記ができるのだと思います。整理番号1番2番を見てもわかるのですが、近くに自分が耕作している田があり、農用地集積という形に該当するので、農業経営基盤強化促進法の嘱託登記ができるということだと思います。場所によって基盤強化促進法が該当する、しないがあると思うので、勉強していきたいと思っています。
	こういう問題も色々あると思うので、農業委員の方、推進委員の方にはまたよろしくお願いしたいと思います。
	何かございませんか。
委員	異議なし。

議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
	続きまして、議案第 137 号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。
	それでは、整理番号1番及び2番について、委員番号8番 大戸孝一委員より説明をお願い致します。
大戸委員	<p>委員番号8番 大戸です。整理番号1番について説明致します。所在地は北浦町、畠3筆で 357 m²です。譲渡人は北浦町在住の2名、譲受人も北浦町在住の方です。一般住宅を建てるということでの申請です。</p> <p>4月 22 日に、譲受人の代理人、県の担当者、事務局、松原推進委員、私とで現地調査を行いました。位置図を見てもらうとわかるのですが、南側が道路に面しており、北側が宅地に面しております。西側に家庭菜園のような畠があるのですが、その畠に影響が出ないように、境界ちゃんと確認することでした。特に問題無いと思いますので、ご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>次に整理番号2番について説明致します。所在地は北浦町、畠1筆で 172 m²です。譲渡人、譲受人ともに北浦町在住の方です。今回、駐車場を作ることで申請になりました。</p> <p>4月 22 日に、譲受人の代理人、県の担当者、事務局、松原推進委員、私とで現地確認を行いました。位置図にある通り、南側は道路に面しており、西側に隣接している畠があるのですが、ここには影響が出ないようにすることでした。特に問題無いと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	次に、整理番号3番について、委員番号 15 番 菊池光雄委員より説明をお願い致します。
菊池委員	<p>委員番号 15 番 菊池です。整理番号3番について説明致します。所在は北方町北久保山、畠1筆で 550 m²です。譲渡人は北方町北久保山地区在住、譲受人は北方町藤の木地区在住の方です。理由は農家住宅ということです。この件は譲受人の自宅が急傾斜地に指定され、建て替えできないということで、数年前から土地を探していたそうです。</p> <p>4月 22 日に、私と甲斐(正)推進委員、事務局、県の担当者と譲受人の父とで現地調査を行いました。この土地は隣接地との境界もはっきりしており、近くには営農している農地は無く、問題無いと思われます。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	<p>はい。農地区分につきまして説明致します。</p> <p>まず、整理番号1番につきましては、申請地の北側に約4ha 農地の広がりがありますが、山林と住宅地により分断された小集団の生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断しました。また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであ</p>

	<p>り、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>次に、整理番号2番につきましては、申請地の北側に約3ha 農地の広がりがありますが、周辺は山林と住宅地で分断された生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断しました。また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>次に、整理番号3番につきましては、周辺に10ha 以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。なお、申請地周辺は家屋が連なり、例外規定である日常生活上必要な施設として集落接続に該当することから、立地基準に問題ないと判断致しました。また、一般基準につきましては、資力や実現性ほか面積は農家住宅のため妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員	異議なし。
議長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第 138 号 非農地証明願いについて提案致します。整理番号1番について、委員番号8番 大戸孝一委員より説明をお願い致します。</p>
大戸委員	<p>委員番号8番 大戸です。整理番号1番について説明致します。所在地は北浦町、畠1筆の 395 m²です。申請人は北浦町在住の方です。申請理由は、10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということです。</p> <p>4月 23 日に、申請人、松原推進委員、小野(厚)推進委員、私とで現地調査を行いました。写真を見てもうとわかるのですが、現地は竹、雑木が生えており、耕作放棄地と思われる所以、原野と判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
	<p>続きまして、議案第139号 空き家に附属した農地の指定について提案致します。整理番号1番について、委員番号9番 高橋正二委員より説明をお願い致します。</p>

高 橋 委 員	委員番号9番 高橋です。整理番号1番について説明致します。所在は石田町の畠1筆 304 m ² 、田3筆で 1,615 m ² 、合計面積は 1,919 m ² です。所有者は宮崎市在住の方で、住宅バンク登録の住所は石田町です。4月22日、申請人の代理人、事務局2名、甲斐(安)推進委員、私の5名で現地調査を致しました。まず畠は隣が空き家になっており、多分、自宅内で家庭菜園として使用していたところで、現在は草刈り等を行って整地されておりました。3筆の田は水田で現在は作付けされておりませんが、草刈り等は十分にされておりました。管理等につきましては今後とも自然環境を損なわずにしてくださいということで、代理人の方にもお願いしたところです。特に問題無いと判断しましたので、皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
	何かございませんか。
	はい。松原委員。
松 原 委 員	3点ほどお伺いします。 まずこの案件は入居予定者はおられるのですか、ということです。 もう一つは、自宅と田がどれくらいの距離、離れているかということです。 それからどれくらいの値段なのか。以上、3点、よろしくお願ひ致します。
事 務 局	売却に関しては不動産会社に任せています。これから探されるようです。入居予定者はまだ決まっていません。 空き家と田は 1キロくらい離れています。 値段は不動産業者が言うには、家の値段で決まり、家の値段さえ払えば農地も一緒に引き渡すというような話をされていました。
議 長	他にありませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願ひ致します。
事 務 局	それでは、事務局より報告事項について説明致します。はじめに報告第 84 号、農地法第 4 条の届出について説明致します。この報告は自己所有農地の転用となっております。1 件の届出があり、畠が 1 筆の 596 m ² の転用となっております。 次に報告第 85 号、農地法第 5 条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。 9 件の届出があり、田が 4 筆の 1,005 m ² 、畠が 9 筆の 2,616 m ² 、合計 13 筆の 3,621 m ² の転用となっております。

	<p>次に、報告第 86 号、農地法第 18 条第6項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。</p> <p>26 件の届出があり、田が 63 筆の 51,050 m²の合意解約となっています。</p> <p>次に、報告第 87 号、農地法第3条の3第1項の届出について説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。</p> <p>今回は2件の届出があり、田が1筆の 806 m²、畑が1筆の 476 m²、合計2筆の 1,282 m²となっています。</p> <p>内容につきましては、議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>無いようなので、次に協議第 29 号 農用地利用配分計画(案)について、事務局よりご説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>それでは、協議第 29 号、農用地利用配分計画(案)について説明致します。こちらは、先程議案第 135 号で決定した中間管理権の設定についての配分計画となります。</p> <p>議案書の整理番号1番から 5 番までが沖田第一地区での集積計画となっております。</p> <p>次に、整理番号6番から整理番号 56 番までが個別案件での集積計画となっております。</p> <p>最後に、整理番号 57 番から整理番号 63 番までが耕作者変更での集積計画となっております。</p> <p>今回の配分計画では、26 名の出し手から計 63 筆、51,089 m²の農地を 個人 21 名、2法人に配分する計画となっています。</p> <p>ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。</p>
委員長	<p>ありません。</p> <p>質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。</p> <p>以上を持ちまして第 22 回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了致します。</p>

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会長 甲斐壽徳

6番 杯早苗

17番 方伯部芳徳

